

沖縄県未成年後見人支援事業実施要綱

平成 26 年 11 月 20 日

改正 平成 28 年 2 月 22 日

改正 平成 30 年 11 月 19 日

改正 令和 2 年 12 月 10 日

改正 令和 3 年 3 月 17 日

改正 令和 3 年 12 月 6 日

改正 令和 4 年 7 月 6 日

改正 令和 6 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき沖縄県に設置されている沖縄県中央児童相談所及び沖縄県コザ児童相談所（以下「児童相談所」という。）の所長（以下「児童相談所長」という。）が、平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（以下「国通知」という。）に基づき、未成年後見人が必要とする報酬等の全部、又は一部を支援するにあたり、必要な事項を定めることにより、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 児童 親権を行う者がいない児童等で、かつ、成年に到達する日の前日までの者
- (2) 預貯金等 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産

(事業内容)

第 3 条 本事業は、未成年後見人を支援するために予算の範囲内で次に掲げる事業を行う。

- (1) 未成年後見人の報酬支援事業（以下「報酬支援事業」という。）
児童相談所長が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して報酬を支払う。
- (2) 未成年後見人等が加入する損害賠償保険料支援事業（以下「損害賠償保険料支援事業」という。）
児童相談所長が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を支払う。

(事業の対象となる要件)

第 4 条 本事業において支援対象となる未成年後見人は、法第 33 条の 8 の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任された未成年後見人又は児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（ただし、児童相談

所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。)であり、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 被後見人の預貯金等の評価額の合計が、1,700万円未満であること。
- (2) 被後見人の親族(民法第725条に規定するものをいう。以下同じ。)以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親(以下「児童福祉施設を運営する法人等」という。)が未成年後見人となった場合は対象としない(当該児童福祉施設を運営する法人等について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。))。

2 前項において、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童とは、以下の要件に該当する児童をいう。

- (1) 児童相談所が把握している児童であること。
- (2) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。
- (3) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況(親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。)にある児童であること。

(報酬支援額及び保険料の額)

第5条 本事業における報酬支援額及び保険料の額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬支援事業
家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額。ただし、年額240,000円(月額20,000円×12月)を上限とする。
- (2) 損害賠償保険料支援事業
国通知において定める損害賠償保険料の額

(対象期間)

第6条 第3条各号に掲げる支援事業に係る対象期間の終了は、各年度末、又は被後見人が成年に到達する日の前日までのいずれか早い日とする。

(申請方法)

第7条 報酬支援事業を申請する未成年後見人は、報酬決定後、「沖縄県未成年後見人支援事業申請書」(様式第1号)に「沖縄県未成年後見人支援事業被後見人資産状況届出書」(様式第2号)等の必要書類を添えて、報酬付与の決定を受けてから3か月以内又は各年度3月31日のいずれか早い日までに、児童相談所を經由して知事へ申請しなければならない。

2 損害賠償保険料支援事業を申請する未成年後見人は、「沖縄県未成年後見人支援事業申請書」(様式第1号)に必要書類を添えて、補償を開始する月の前月1日までに、児

童相談所を経由して知事へ申請しなければならない。

- 3 第1項又は第2項の申請があったとき、知事は、その内容を審査し、その結果を「沖縄県未成年後見人支援事業（決定・却下）通知」（様式第3号）により申請者に通知する。

（報酬等の支払い）

第8条 知事は前条第3項の決定通知により、未成年後見人報酬を支払うこととした場合は、未成年後見人からの請求に基づき支払うものとする。

- 2 知事は、損害賠償保険料支援事業により損害賠償保険料を支払うこととした場合は、国通知に基づき損害賠償保険の運営主体からの請求に基づき支払うものとする。

（損害保険料を申請する場合の知事への報告）

第9条 未成年後見人は、生じた損害に対して保険料を請求する場合は、事故報告書を作成し、速やかに児童相談所を経由して知事へ提出しなければならない。

（損害賠償保険料支援事業の再申請）

第10条 損害賠償保険料支援事業を翌年度も継続して希望する未成年後見人は、支援を受ける前年度の2月15日から3月1日までの間に、第7条に規定する申請書にその他必要書類を添えて児童相談所を経由して知事へ再度申請しなければならない。この場合において、前回申請時に添付した必要書類に内容の変更がない場合は、児童相談所長の判断により省略することができる。

（未成年後見人の報告義務）

第11条 未成年後見人は、次のいずれかに該当するときは、「沖縄県未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書」（様式4号）に必要な事項を記載し、速やかに児童相談所を経由して知事へ提出しなければならない。

- （1）被後見人の預貯金等が1,700万円以上となったとき。
- （2）被後見人が結婚や死亡等により、未成年後見人の必要がなくなったとき。
- （3）被後見人の住所、又は氏名が変わったとき。
- （4）未成年後見人が辞任や解任等により変更したとき。
- （5）未成年後見人の住所又は氏名が変更したとき。
- （6）第1号から第5号に掲げるもののほか、申請内容及び支援事業を継続するうえで必要な事項に変更が生じたとき。

（事業の終了）

第12条 知事は、被後見人が第4条に規定する事業の対象となくなったり及び前条の報告、並びに第14条の調査により支援の必要がなくなると認めるときは、申請者に対する事業を終了する。

（譲渡等の禁止）

第13条 被後見人及び未成年後見人は、本事業の実施による権利を譲渡し、又は担保に

供してはならない。

(調査)

- 第 14 条** 児童相談所長は、1年に1回以上、本事業により支援を受けている被後見人、及び未成年後見人の状況を調査するものとする。
- 2 被後見人、及び未成年後見人は、前項の調査を正当な理由なく拒むことはできない。

(事業決定の取消し及び報酬金の返還)

- 第 15 条** 知事は、申請内容に虚偽や重大な錯誤があるときのほか、支援を行うことが適当でないときは、事業決定を取り消すことができる。
- 2 前項に規定する事業決定の取消しを受けたとき、被後見人及び未成年後見人は、知事からの通知に基づき、すでに受領した報酬金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

- 第 16 条** この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、こども家庭課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 22 日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 11 月 19 日)

この要綱は、平成 30 年 11 月 19 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 10 日)

この要綱は、令和 2 年 12 月 10 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 6 日)

この要綱は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 7 月 6 日)

この要綱は、令和 4 年 7 月 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年 3 月 25 日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。